



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成25年5月21日更新～

1人でも多くの高校生に応募の機会をお願いします！

平成25年度(平成26年3月)新規高等学校卒業予定者に対する応募・推薦に関する就職慣行につきましては、『平成25年度に応募・推薦方法は、応募・推薦開始日から10月14日までは一人一社制とし、10月15日以降は複数応募・推薦を可能とする。』こととなりましたので、一人でも多くの高校生が公平な応募の機会が得られますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

(注)一人一社制とは、一人の生徒に対して、一社のみの応募・推薦とするもの。
複数応募制とは、一人の生徒が複数の企業に応募・推薦を可能とするもの。



【問合せ】

長崎労働局職業安定課(地方職業指導官) TEL: 801-0040
長崎県教育庁高校教育課 TEL: 894-3354

『くるみん』マークの取得にウェブサイトをご活用ください！

厚生労働省では、従業員の子育て支援に取り組む企業を「**子育てサポート企業**」として認定しています。認定を受けた企業は、求人広告や商品に「**認定マーク(くるみん)**」を付けて、仕事と子育ての両立に配慮のある会社であることをアピールできます。さらに、一定期間内に取得・新築・増改築した建物について、認定を受けた事業年度に限って割増償却(普通償却限度額の32%)できる税制優遇制度もあります。申請には、子育て支援についての「一般事業主行動計画」の提出が必要ですので、このたび、仕事と家庭の両立支援に関する情報サイト「両立支援のひろば」で、簡単に計画を作ることができるようになりました。また、自社の取組みが遅れている項目を確認することもできます。

「くるみん」マーク取得に向けて、「両立支援のひろば」サイトをぜひご活用ください！

【両立支援のひろば】

https://www.ryouritsu.jp/ryouritsushihyou/pages/proposal_flow

【「くるみんマーク」紹介パンフレット】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html>

【子育てサポート企業に対する税制優遇制度】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/dl/jisedaihou.pdf>



【問合せ】

長崎労働局雇用均等室
〒850-0033
長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
TEL: 801-0050 FAX: 801-0051

平成25年度第86回全国安全週間が実施されます！

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人権尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に一度も中断することなく続けられ、本年度で86回目を迎えます。

長崎県内における労働災害は長期的には減少してきているものの、平成24年には前年を上回る1,418件の死傷災害が発生、このうち10名の尊い命が労働の場で失われています。これで、**死傷災害は2年連続の増加**となりました。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう！

スローガン

高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害

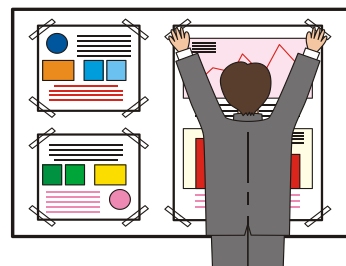
期 間：平成25年7月1日（月）～ 7日（日）

【準備期間】：平成25年6月1日（土）～30日（日）

主 催：長崎労働局、各労働基準監督署

<長崎労働局安全週間実施要領> ※実施者は、各事業所です。

- ① 経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- ② 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ③ 作業場の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- ⑤ 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ⑥ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- ⑦ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ⑧ 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ⑨ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- ⑩ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- ⑪ 「安全の日」等の設定を行う。
- ⑫ その他本週間及び準備期間にふさわしい行動を行う。



■ ←詳しくはこちらをクリック！

最低賃金引上げに向けて業務改善に取り組む中小企業主の皆様へ！

賃金と業務の改善を国が応援してくれることはご存知ですか？

長崎労働局では、平成25年度も中小企業相談支援事業（業務改善助成金を含む）が継続されましたので、最低賃金引上げに向けて業務改善に取り組む中小企業主の皆様は是非ご利用ください！

ワン・ストップ相談窓口

最低賃金総合相談支援センター

- 経営と労務管理の専門家による相談
- セミナーの開催（参加費無料）
- 専門家による個別課題の分析・検討
- 中小企業最低賃金引上げ支援対策費（業務改善助成金）に関する相談

無料で相談できます！

■ ←詳しくはこちらをクリック

中小企業最低賃金引上げ支援対策費（業務改善助成金）のご案内

支給の要件

- 賃金改善計画（事業場内最低賃金を40円/時間以上引上げ）及び業務改善計画（作業効率、経費削減などが認められる改善計画）の策定

支給額

- 業務改善の経費の2分の1

10万円以上で下限5万円、
200万円以上で上限100万円を支給します！

対象事業主

- 長崎県内に事業所があり、事業場内最低賃金の時間額が800円未満の労働者を使用している中小企業主

支給例

- パソコン等の導入、業務用車両等の購入、LED照明への改修等

■ ←詳しくはこちらをクリック

上記に関するお問合せ・申請先

◎ 長崎県最低賃金総合相談支援センター

長崎県社会保険労務士会
長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B
TEL：095-821-4454

◎ 長崎労働局労働基準部賃金室

〒850-0033
長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階

